

**みなかみ町介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和8年6月施行版)**

令和8年6月

訪問型サービス(独自)サービスコード表	1
通所型サービス(独自)サービスコード表	2
介護予防ケアマネジメントサービスコード表	3

みなかみ町の保険者番号:104497

適用開始時期 :令和8年6月サービス提供分から

みなかみ町の地域単価 :10.00円

1.単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位

-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位

×〇〇% ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100

〇〇%加算 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

2.市町村が独自に設定する項目について

以下の項目については、市町村が規定する。

各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を勘案して、市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自/定率) 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定率) 通所型サービス(独自/定額) その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみであり、「I」「O」「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき

【色分けルール】

- ・水色 → 新設
- ・黄色又は赤字 → 変更
- ・灰色 → 廃止

訪問型サービス(独自)サービスコード表

令和8年6月施行版

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ1日割		1176単位	日割の場合	39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ		2349単位	(2)1週に2回程度の場合		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ2日割			日割の場合	77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ		(3)1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ3日割	3727単位	日割の場合	123単位	123	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービスⅡ1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287単位	287		
A2	2511	訪問型独自サービスⅡ2		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179		
A2	2621	訪問型独自サービスⅡ3			(二)所要時間45分以上の場合	220単位	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163単位	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ		高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ1日割	日割の場合			1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ	(2)1週に2回程度の場合			23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ2日割	日割の場合			1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ	(3)1週に2回を超える程度の場合			37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ3日割	日割の場合			1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ1	ロ 1月当たりの回数を定める場合		(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3単位	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ2			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位		-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ3				(二)所要時間45分以上の場合	2単位		-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位	-2		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未設定減算Ⅰ	業務継続計画未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未設定減算Ⅰ1日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未設定減算Ⅱ			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未設定減算Ⅱ2日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未設定減算Ⅲ			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未設定減算Ⅲ3日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未設定減算Ⅱ1		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3単位	-3	1回につき	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未設定減算Ⅱ2			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位		-2
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未設定減算Ⅱ3				(二)所要時間45分以上の場合	2単位		-2
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未設定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合。			所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15%加算		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数					所定単位数の 15%加算		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数					所定単位数の 10%加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5%加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算				200 単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100 単位加算	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位加算		200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50 単位加算	50	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の270/1000 加算	一月につき		
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の287/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の249/1000 加算			
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の266/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の207/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の170/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(7)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000 加算			
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000 加算			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000 加算			
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000 加算			
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000 加算			
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000 加算			
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000 加算			
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000 加算			
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000 加算			
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000 加算			
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の121/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の118/1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の100/1000 加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の76/1000 加算			

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

通所型サービス(独自)サービスコード表

令和8年6月施行版

サービスコード		サービス内容略称		算定項目				合成 単位数	算定 単位		
種類	項目										
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798 単位			1,798	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス11日割				日割の場合	59単位	59	1日につき		
A6	1121	通所型独自サービス12						3,621	1月につき		
A6	1122	通所型独自サービス12日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3621 単位			119単位	1日につき		
A6	1113	通所型独自サービス21						436単位	436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス22						447単位	447	1回につき	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			18単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき		
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12						36単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合			1単位減算	-1	1日につき		
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21			ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1			4単位減算	-4	1回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22							4単位減算	-4	1回につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき		
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12						36単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合			1単位減算	-1	1日につき		
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21			ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1			4単位減算	-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22							4単位減算	-4	1回につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			1月につき		
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算			1日につき		
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算			1回につき		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を決める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき			
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752				
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3			ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94	1回につき		
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47単位減算	-47	片道につき		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100単位加算	100	1月につき		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240 単位加算	240	1月につき		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50単位加算	50			
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200単位加算	200			
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算Ⅰ		150単位加算	150				
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算Ⅱ		160単位加算	160				
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480単位加算	480			
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算Ⅰ	事業対象者・要支援1	88単位加算	88				
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅡ			事業対象者・要支援2	176単位加算	176				
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅠ		(1)サービス提供体制強化加算Ⅱ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72				
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅡ			事業対象者・要支援2	144単位加算	144				
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅠ		(3)サービス提供体制強化加算Ⅲ	事業対象者・要支援1	24単位加算	24				
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅡ			事業対象者・要支援2	48単位加算	48				
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算Ⅰ(3月に1回を限度)		100単位加算	100				
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算Ⅱ		200単位加算	200				
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき			
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(6月に1回を限度)		5単位加算	5				
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40単位加算	40	1月につき		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	ワ 介護職員処遇改善加算 利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰイ		所定単位数の111/1000 加算					
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ		(2)介護職員処遇改善加算Ⅰロ		所定単位数の120/1000 加算					
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ		(3)介護職員処遇改善加算Ⅱイ		所定単位数の109/1000 加算					
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(4)介護職員処遇改善加算Ⅱロ		所定単位数の118/1000 加算					
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算ⅢⅠ		(5)介護職員処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の99/1000 加算					
A6	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅣⅠ		(6)介護職員処遇改善加算Ⅳ		所定単位数の83/1000 加算					
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ	ワ 介護職員処遇改善加算 利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰイ		所定単位数の117/1000 加算					
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ		(2)介護職員処遇改善加算Ⅰロ		所定単位数の127/1000 加算					
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(3)介護職員処遇改善加算Ⅱイ		所定単位数の115/1000 加算					
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(4)介護職員処遇改善加算Ⅱロ		所定単位数の125/1000 加算					
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算ⅢⅡ		(5)介護職員処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の105/1000 加算					
A6	6190	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅣⅡ		(6)介護職員処遇改善加算Ⅳ		所定単位数の89/1000 加算					
A6	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅠ	(7)介護職員処遇改善加算Ⅴ	(一)介護職員処遇改善加算Ⅴ(1)	(二)介護職員処遇改善加算Ⅴ(2)		所定単位数の81/1000 加算				
A6	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅡ			(三)介護職員処遇改善加算Ⅴ(3)		所定単位数の76/1000 加算				
A6	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅢ			(四)介護職員処遇改善加算Ⅴ(4)		所定単位数の79/1000 加算				
A6	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅣ			(五)介護職員処遇改善加算Ⅴ(5)		所定単位数の74/1000 加算				
A6	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅤ			(六)介護職員処遇改善加算Ⅴ(6)		所定単位数の65/1000 加算				
A6	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅥ			(七)介護職員処遇改善加算Ⅴ(7)		所定単位数の63/1000 加算				
A6	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅦ			(八)介護職員処遇改善加算Ⅴ(8)		所定単位数の56/1000 加算				
A6	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅧ			(九)介護職員処遇改善加算Ⅴ(9)		所定単位数の69/1000 加算				
A6	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅨ			(十)介護職員処遇改善加算Ⅴ(10)		所定単位数の54/1000 加算				
A6	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅩ			(十一)介護職員処遇改善加算Ⅴ(11)		所定単位数の45/1000 加算				
A6	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅪ			(十二)介護職員処遇改善加算Ⅴ(12)		所定単位数の53/1000 加算				
A6	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅫ			(十三)介護職員処遇改善加算Ⅴ(13)		所定単位数の43/1000 加算				
A6	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅬ			(十四)介護職員処遇改善加算Ⅴ(14)		所定単位数の44/1000 加算				
A6	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅭ					所定単位数の33/1000 加算				

定員超過の場合

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1月につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

介護予防ケアマネジメントサービスコード

令和8年6月施行版

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2 要介護1・2・3・4・5 442単位	442単位		442	1月につき
AF	2113	介護予防ケアマネジメント・虐待		高齢者虐待防止措置未実施 減算 4単位減算		438	
AF	2114	介護予防ケアマネジメント・虐待・業 未			業務継続計画未設定減 算 4単位減算	434	
AF	2115	介護予防ケアマネジメント・業未		業務継続計画未設定減算 4単位減算		438	
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位		300	
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位		300	
AF	6207	介護予防ケア処遇改善加算 1 1	ニ 処遇改善加算	イからハまでの所定単位数の1000分の21に相当する単位表 を算出し、ありうる単位数の組合せを記載。 4つの中からいずれかを選択。		9単位	9
AF	6208	介護予防ケア処遇改善加算 1 2				15単位	15
AF	6209	介護予防ケア処遇改善加算 1 3				16単位	16
AF	6210	介護予防ケア処遇改善加算 1 4				22単位	22